
令和5年第1回 芦屋町議会定例会会議録（第2日）

令和5年3月3日（金曜日）

議 事 日 程（2）

令和5年3月3日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】（12名）

1番	内海 猛年	2番	中西 智昭	3番	長島 毅	4番	萩原 洋子
5番	信国 浩	6番	本田 浩	7番	松岡 泉	8番	妹川 征男
9番	小田 武人	10番	川上 誠一	11番	横尾 武志	12番	辻本 一夫

【欠席議員】（なし）

【欠員】（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	福田 雅代	書記	横田 和雄	書記	中山 理恵
----	-------	----	-------	----	-------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	事業課長	新開晴浩

【 欠 席 職 員 】 企画課長 中野功明

【 傍 聴 者 数 】 1 1 名

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 辻本 一夫君

本日は一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

おはようございます。10 番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

まず第 1 点目に、芦屋港活性化基本計画について。

芦屋港活性化基本計画は、芦屋港が観光レジャー要素を持った港として芦屋町の海の魅力を生かした地方創生・観光まちづくりを推進する拠点となるよう、2017 年から芦屋港活性化推進委員会を中心に調査審議が行われてきたものであります。そこで、以下について伺います。

1、2019 年に作成された芦屋港活性化基本計画は、芦屋港活性化推進委員会や 5 つの専門部会で検討が行われローリングされて現在に至っているが、当初の計画から大きく変更された事業計画はどのようなものがあるのかについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

当初策定した芦屋港活性化基本計画は、平成 31 年 3 月となります。その後、福岡県からのレイアウト変更の提案を受け、令和 2 年 5 月に計画を一部変更しております。この変更の主なものは、ボートパークと海釣り施設の位置や規模となります。また、この変更に伴いまして福岡県の管理する物流機能の位置を集約するとともに、当初計画していました飲食・直売施設の新設は行わず上屋を活用した複合施設へ機能を導入することとし、年次計画を見直したところでございます。

ここで、当初の計画から変更になっている概要を御説明いたします。

ボートパークにつきましては設置位置が変わるとともに、当初は水上保管と陸上保管で約 200 隻の収容規模としていましたものを、水上保管のみで最大約 170 隻の規模ということになりました。次に海釣り施設ですが、当初は既存の防波堤に安全対策を講じる計画でしたが、ボートパーク整備に必要となる波の影響を和らげる波除堤という堤防を新設することから、この堤防の

上部を活用し、落水防止柵などの安全対策や釣り場環境の整備を行うことで海釣り施設とするものでございます。なお、ボートパーク及び海釣り施設、また物流機能の移転集約につきましては福岡県事業となります。

次に、令和2年5月の変更計画を基に詳細な調査検討を重ね、現時点で変更している主な部分について御説明いたします。

まず1点目は芦屋町が整備する観光集客施設です。全天候型施設として具体的な用途は定めておりませんでした。令和3年度に砂像屋内常設展示施設という方針を定め、現在設計を行っているところでございます。これは現在イベントで実施しているあしや砂像展のプロゾーンの砂像作品を毎年、作品の入替えを行うための作業期間を除きまして、屋内に常時展示しようという施設となります。展示に限らず、砂像文化の発信や芦屋町の観光周遊の拠点としての機能を持たせる施設となるよう、現在、設計において検討を行っているところでございます。

2点目は上屋の活用です。民間活力の導入による飲食・直売などの機能を整備する計画でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により参入意向事業者が少ないことや、当初活用を想定していました国の制度廃止などによりまして、補助金等有利な財源を活用した行政整備とし、施設所有者の福岡県と整備方法や維持管理方法などを現在協議しているところです。このため、施設の概要は現時点では未定となります。

3点目は、砂像屋内展示施設においては物価高騰や資材不足などの社会的な状況から、また、上屋活用においては県との協議に時間を要していることから、それぞれの開業時期を1年先送りにするよう年次計画を見直しています。

4点目は、全体をマネジメントし運営する組織体を「まちづくり会社」が望ましいとしておりましたが、その後の調査検討を経て、観光地域づくり法人登録制度「DMO」の方向とし、現在検討を進めているところでございます。

これらの芦屋町の事業に関しましては、芦屋港活性化基本計画で定める今後の検討課題を解消するために、令和2年度から国の交付金を活用し詳細な調査検討を重ねてきたものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まず大きく変更された点としてハードとしては第1に、令和2年にボートパークと海釣り施設の位置や規模の変更、それに伴い海砂運搬船の西岸壁への移動、第2にボートパークを陸上保管と水上保管から水上保管のみに変えたこと、それに伴い波除堤の新設と堤防を利用した海釣りの施設の建設、第3に、観光集約施設を砂像屋内常設展示施設として使用するという、こういった

ことが主なものになってますが、それでは、これによりですね、2点目の、当初の事業計画の事業費は約36億円とされていたが、ローリングによって変更した事業費はどのくらいになるのかについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋港活性化基本計画は大きな考え方を示したもので、策定時点においてあくまでも想定される概算事業費として36億円というのを計上しております。また、このようなことから「事業費は物価上昇などの経済環境変化や設計により、変更となる可能性があります。」とも示しているところでございます。

現在は、先ほど申しましたようにこの計画を基に詳細検討や設計など各種事業を進めているところでございますが、現在、福岡県と協議を進めている施設や設計において積算中のものもあるため、現時点で事業費を算出することは困難な状況にございます。しかし、昨今の物価上昇や資材不足の状況を考慮すると、事業費は当初の見込みよりも増える可能性があると考えられます。

一方で福岡県及び芦屋町の各種事業におきましては、財源確保に最大限努めているところでございます。福岡県においては、ポートパーク、海釣り施設整備に国の社会資本整備総合交付金を活用されておりますし、芦屋町においては、令和2年度からの各種調査検討事業において国の地方創生推進交付金を活用しており、2分の1補助を3年間受けているほか、砂像屋内展示施設の整備においては国の地方創生拠点整備交付金の活用で2分の1が補助、残りの2分の1は過疎対策事業債を活用し、町の負担を最大限少なくするように努めております。また施設整備とは異なりますが、福岡県では水域のしゅんせつを毎年実施しております。特に今年度は、今後の施設整備を踏まえ大規模なしゅんせつが行われましたが、これらにも国の社会資本整備総合交付金を活用されているところでございます。

今後の施設整備やソフト事業の推進においても、国・県の財源確保に加え過疎対策事業債の活用など有利な財源確保に努め、町の負担軽減に努めていくものでございます。併せて、施設整備においては将来にわたるランニングコストが町の負担として発生することから、ランニングコスト低減を意識した整備を行う方針ということで検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

当初の見込みより増える変更点は県の責任で行うものと町の負担とする工事がありますが、砂

像展示施設については私もこの鳥取県の砂像展示場をですね、視察に行きましたが、建設や空調関係に設備投資が相当かかっているというふうに感じております。

それと、昨日も提案がありましたWeb3の導入というの也有ります。これは最近いろんな観光施設がですね、これを導入しまして、仮想空間をその施設内に取り入れ、そして回遊して地方創生を図っていくということで最近注目されている施策ですが、これにもですね、やっぱり相当の設備投資が必要ではないかというふうに考えていて、当初の観光集客施設に比べると、やはりかなり事業費が膨らむというふうなことが考えられます。

そこで3点目のですね、事業計画の変更などが行われているが、住民への説明や周知はどのように行われていたのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

周知ということですが、平成29年に芦屋港活性化推進委員会を設置しておりますが、それ以降の状況について答弁させていただきます。

進捗状況などにつきましては広報に13回掲載してきました。また、町のホームページには各会議ごとに議事録を含め、資料などを逐次掲載しております。併せて、個別となりますが遠賀漁業協同組合芦屋支所への説明を4回や、出前講座3回などを行っております。また、検討体制である芦屋港活性化推進委員会や専門分科会、ワークショップなどには町民の方々に参画いただいております、住民参画手法を採用しているところでございます。

併せて、議会には芦屋港活性化基本計画策定以降の平成31年4月以降となりますが、都度進捗状況を報告させていただいております、今回までで13回実施しておりますところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この計画が持ち上がってですね、いろいろな審議会なんかも立ち起こしたわけですけど、それにしてもちょうどコロナ禍と重なってですね、大変審議がしにくい状況であったということではですね、分かるわけなんですけど、一応、広報に掲載が13回ということ、それと遠賀漁協芦屋支所には4回やっていると。これは、特に遠賀漁協芦屋支所は隣接する漁協としてですね、今後のボートパークの運営とかそういったところには大きく関わる場所なので、ここの組合員のやっぱり理解を得るということは大変必要なことだと思いますが、4回行われたということですが、それぞれのかなりの組合員の方がですね、参加されたのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

すいません、各回の参加人数というのは手元に持ち合わせておりませんが、実施した内容としては進捗状況の報告というのが主なものとなりまして、毎回20名前後の方々が参加しておられます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私もですね、芦屋支所の組合員さんから、「大体、ボートパークの建設はどんなふうになってるのか。」とか、そういったお問合せなんかも受けるわけなんですけど、聞いてみますと「4回の説明会があったんじゃないですか。」っていうことを聞くと、「いや、自分ところには1回しかその案内が来てないけ、自分は1回しか出てないけ、その後どんなふうになってるかってのは全然把握できてない。」という、そういった回答でありましたのでですね、やはり芦屋支所の組合員さんにもですね、十分な情報がいついていないんじゃないかというふうに思います。広報に13回掲載されたといってもですね、直接的な説明でもないということで、広報によって周知された部分についても、なかなか理解が深まってないんじゃないかなと思います。

そこで、私たちがこの間11月にとりました町政アンケート結果を御手元に資料として出しますけど、これで問いとして「芦屋町は、芦屋港周辺にボートパークなどを整備し、町の観光拠点にするとしていますがあなたはどうか考えますか。」という問いにですね、「推進すべき」という回答が25%、「反対する」という方が19%です。この方々のは行って、関心を持ってですね、内容についても把握して自分の意思表示、「推進すべき」、「反対だ」という考え方を持つてる方なんですけど、「内容を検討すべき」という方が30%、「知らない・分からない」というのが20%ありました。これはですね、やはり十分な内容がですね、知られてないということ、また、全然知らないという、分からないという、そういった方がですね、60%近くおるということでは、やはり周知としてですね、もっとやっぱりこの精度を上げていくべきではないかなと思います。

それでですね、3点目にですね、周知はどのようにして行われたのかということなのですが、こういったことを見てですね、住民説明会をですね、やはりちゃんとして、このボートパーク、芦屋港湾の開発についての周知をですね、深めるべきではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋港レジャー港化につきましては、国・県・町と一体となって進めている事業でございます。この事業を進めていく上で住民の皆様には正しい情報をお伝えし、理解いただくことは非常に重要なことというふうに捉えております。一方で、周知方法として広報あしやは有効で必要不可欠というふうにも捉えておりますが、掲載できる情報量にも限界がありますし、分かりづらいという声があることも理解できます。このようなことから、住民の皆様が知りたい情報を正確にお伝えする説明会の機会を設けることは必要というふうに考えております。

しかし、御指摘のボートパークをはじめ上屋活用など、現在、県と協議中の案件が複数あることに加え、砂像屋内展示施設や飲食・直売施設は検討中のため、現時点では不確定部分が非常に多い状況でございます。このため実施時期ははっきりと申し上げることはできませんが、今後、住民説明会は実施したいというふうに考えております。なお、住民説明会はこれまでも町の事業に対して実施してきているもので、当然開催する考えでございますが、住民説明会と地域懇談会は内容が異なるものでございます。各事業に対する地域懇談会は町としては開催しませんので、その点は付け加えておきたいと思っております。

また、当面は引き続き広報あしややホームページでの周知に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

「住民説明会は実施したい。」という、そういった答弁です。まだなかなかですね、煮詰まっていない部分というのもあるということなんで、やっぱり内容をですね、よく煮詰め、そして年内の早い時期にですね、私は行いうべきであるというふうに考えます。それと同時にですね、完全に決定し工事が進められ、ローリングや変更ができないという状況の中での説明会では意味がないというふうに考えます。住民の声の反映ができる中での説明会、こういったものをですね、ぜひ早い時期にやっていただきたいというふうに思います。

それでは次にですね、5点目ですね、先ほどの説明の中で大きく変更になったことで、5点目の観光地域づくり法人（DMO）というのが出てきました。この観光地域づくり法人（DMO）を目指していますが、このDMOとはどのような組織なんでしょうか。これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

DMOにつきまして、国の資料を基に概要を御説明いたします。

DMOは観光庁が認定する観光地域づくり法人登録制度のことございまして、「地域の多様な関係者を巻き込み、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役となる法人」とされております。

地方創生におきまして国が示しました観光交流人口増大の経済効果につきまして、定住人口1名分の年間消費額が平均約124万円とされております。これに對しましてこの定住人口1名分の経済効果を満たすためには、国内日帰り旅行者の場合は約79人分、国内宿泊旅行者の場合は約25人分、外国人観光客の場合は約8人分に相当すると推計されております。社会的な人口減少により地域経済が縮小する中、観光交流人口の拡大、つまり観光客の取り込みは、地域経済を維持するために有効かつ必要であるというふうに言われているところでございます。

このようなことから、国では地方創生において戦略的に観光交流人口を拡大するため、諸外国のDMOと呼ばれる観光振興組織が備える各種データの収集・分析、明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、PDCAサイクルの確立といった科学的アプローチによる観光地域づくりを推進する観光地域づくり法人登録制度が平成27年11月に設立されたもので、これを日本版DMOと言っております。

このDMO、ちょっと分かりにくいと思いますが、英語の頭文字を取ったものでして、Dは「デスティネーション」、旅先や旅の目的地といった意味でございます。Mは「マネジメント」と「マーケティング」という言葉が意味となります。次にOですが、「オーガニゼーション」、組織や機関という意味になります。一般的になんですが、従来の観光協会と言われるような地域の組織におきましては行政依存型、画一的や慣習・前例踏襲的な事業で、事業収入に自主事業収入が少なく、顧客目線ではなく会員への還元を主とするといったような特性があると言われております。

これに比べましてDMOは各種データの収集・分析、コンセプトに基づいた戦略策定、PDCAサイクルの確立により観光客視点での事業展開や地域全体のマネジメント、プロモーション事業、自主事業による自己財源を確保し、自走するという違いがございます。先ほど申しましたDMOという英語の頭文字の中でいうMという部分、「マーケティング」と「マネジメント」、これが重要であり、ここが従来の観光協会と大きく異なるところでございます。ただし、DMOは公共性を持った組織でもあるため、自己財源による自走とはいっても一定の行政からの支援を受けていることが一般的でございます。

行政と観光関係団体が行っている事業の重複部分を整理することで事務事業のスリム化を図っ

たり、戦略的な事業展開により行政からの補助金を徐々に減らしていく、または同じ補助金額でも、より効果のある事業展開を図ることがDMOの特徴とされております。国はこの地方創生を推進する上でDMO設立を推奨しており、国・県においても様々な支援体制が設けられています。また、DMOを対象とした補助制度が活用できるといったメリットもございます。

今回レジャー港化においては、エリア一帯を維持管理、マネジメントする組織体を当初のまちづくり会社から観光DMOの方向性としたのは、観光に特化し地域が稼ぐ力を創出するために望ましい組織体であることや、芦屋町の観光振興における課題解決及びレジャー港化の目指す方向が観光DMOの目的や活動に一致していること、国・県の支援体制が充実していることなどからとなります。しかし、DMOはそれぞれの地域の特性や事情によって形態が様々なため、芦屋町の観光振興においてDMOに何を求めるのか、何が必要なのかをしっかりと検討していかないと認識しているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

DMOについてはですね、今、説明を受けましたが、なかなか理解が難しい。初めてのことで、観光DMOというものの自体がですね、地方創生に取り組む中で2015年に観光庁が候補となる法人の登録開始を発表し、現在に至っているようです。地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成し、多様な人材、団体、組織、機関などが連携することで、地域を挙げた観光地域づくりを推進するという、これがDMOの目的となっております。そういった点ではですね、何人のDMOの人の配置になるか分かりませんが、私はやはりDMOに配置される人材がやっぱり、成功の鍵を握るんじゃないかというふうに思います。

それでは、今までもですね、DMOの設立があったわけでしょうけど、DMOの失敗例とかですね、成功例はあるのでしょうか。それについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

成功例、失敗例ということですが、まずちょっと県内の状況を御説明させていただきますと、県内では福岡県観光連盟、それから一般社団法人田川広域観光協会という2団体が地域連携DMOとして登録されておりますし、単独の市町村単位でのDMOとして八女市、うきは市、糸島市、新宮町の4団体が登録されております。また、候補法人という2段階の法人登録前の段階で今、認定されているところが北九州市、柳川市、宗像市、福津市、嘉麻市というふうになっておりま

して、成功例・失敗例ということでございますけども、それぞれの地域によってなかなか、背景であつたりやることが様々でありますので、一概にちょっと言うことは難しい状況ではございますけど、現在検討している過程において先進事例ということで取り上げられているような事例としましては、愛媛県大洲市というところの一般社団法人キタ・マネジメント、福井県小浜市の株式会社まちづくり小浜、和歌山県田辺市の一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューロー、岩手県釜石市の株式会社かまいしDMCなどとなっております。また、県内では新宮、福津、うきはといったところがですね、それぞれの形態が異なりますので、これらを参考事例としていろいろと調査をしているところでございます。

失敗例ということでありますが、明確にはちょっと難しいところではありますが、DMOについては毎年観光庁に事業評価などの報告を出す必要がありまして、これによって国の指導を受け、登録要件を満たしていない場合は認定が取り消されるという制度となっております。この認定を取り消された団体っていうのはたくさんございますが、そういったところが議員おっしゃる失敗例に該当するのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

DMO自体ですね、認定を取るのもなかなか難しいようですが、また、申請してもですね、申請内容について十分な条件が満たされないで却下されるという、そういったですね、状況もあるようですが、先ほど言いましたようにDMO自体にもですね、人の配置が行われるわけなんですけど、それについてはやはりDMO自体にもですね、財源が必要になってくると思います。

そういった点ですね、DMO自体の財源についてはどのように考えるのか、それについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

DMOにつきましてはレジャー港化及び芦屋町の観光振興において、どのような役割を担い、どのような事業を展開していくことが望ましいかという検討を現在行っているところでございます。このため事業内容に応じて収支を算出することから、具体的な財源は今後の検討事項の1つとなるというふうに捉えております。

このことを前提に御説明をさせていただきますと、現時点で想定される主なものとしましては、港湾エリアに新たに整備される施設や既存の施設、芦屋海浜公園などの既存施設の管理運営によ

る収益が見込まれるかと思います。この中には砂像屋内展示施設の入場料や物販の販売収入、飲食・直売施設の経営による収益なども含んでいるところです。また、DMO向けの国・県の補助制度が多くあるため、これらを積極的に活用することで自主事業及びその財源確保が可能と考えております。

なお、設立当初や施設開業当初の数年間というのは、外部人材の支援であったり集客及び周知のためのプロモーションやイベントなどが必要となることが考えられるため、一定の町負担が発生することが想定されます。DMOの運営を軌道に乗せることで、将来的に町からの負担を減少していくことを検討しているところでございます。併せて、DMOは毎年、国に先ほど申しましたように事業評価などを報告する義務がございますので、設置要件が満たされなくなった場合、認定が取り消されることとなりますので、国のチェック機能が働くことで財源確保にしっかり取り組む仕組みの1つとなっているというふうに理解しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

大体、DMO設立のメリットの1つとしてですね、国からの財政支援があるという、そこがやっぱり大きな魅力にもなっていると思いますが、それにしてもDMO自体に人を5人、10人配置すれば、その人件費を当然算出しなければいけないし、それについては国の補助、県の補助もありますけど、それで足りなくなっていったら先ほどの説明にあったように町から一般会計から繰り入れるという、そういったことをですね、当然やらなければならなくなってくるというふうに思います。

そういった点でですね、事業が軌道に乗ってですね、その中で財源を生めればいいんですけど、生めないときにはですね、ずっと町からの一般会計の繰り出し、また、国からの支援もですね、そうずっとあるものではないというふうに思いますんで、そういった点では町もですね、財源のところについてはやっぱり十分検討してですね、将来的なことも考えた中で、このDMOについての取組を煮詰めていかなければいけないというふうに考えております。

それでは先ほど言われましたようにですね、DMOの中には観光協会との関係はどんなふうになるのかということがあります。DMOについては観光協会が主体となってですね、DMOを設立して、そして運営していく部分と、観光協会とは別個のですね、DMOをつくって運営していくといった2つの運営体系があります。今、開発されているエリア内についてはですね、レジャープールや海浜公園、これについては現在、観光協会が管轄しているという状況ですが、そういったところでですね、芦屋町の観光協会との位置づけについて、これについてはどうなるでしょ

うか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋町には海の魅力のほかにも、芦屋釜をはじめとする文化財など様々な資源がございまして、これらの魅力を引き出した観光施策を推進することは、芦屋町の地方創生において重要な施策というふうに考えております。

そこで芦屋町観光協会の位置づけについてですが、芦屋町の観光振興を担ってもらわないといけない組織であり、一般社団法人として1つの独立した組織として運営されておりますので、現時点でDMO検討に当たって、一方的に決めることはできないというふうに認識しております。DMOを設立するに当たっては、地域の多様な関係者の合意形成が必要となります。これは芦屋町観光協会も含まれるため、今後、意見交換の場を設けていき、合意形成を図っていかねばいけないと考えております。

一方で、芦屋町の観光振興を担う役割である芦屋町観光協会におきましては、DMOに求められるようなマーケティングやマネジメント、データに基づく戦略策定やPDCAサイクルの確立などにも取り組んでいただけるよう、町との連携による人材育成や変革が必要な時期に来ているのではないかなというふうに思っているところでもございます。令和5年度から第2期芦屋町観光基本構想が始まりますし、レジャー港化を契機に関係者による意見交換を重ねながら、芦屋町の観光振興に最も効果的で望ましい姿を議論していかないといけないというふうに考えております。

このように現在、DMO形成に向けて検討を進めているところではありますが、具体的に決まっているものではありませんので、今後の検討状況につきましては逐次議会に報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

観光協会もですね、一般社団法人であるということで、そのですね、理念をやっぱりちゃんと守らないといけないので、やはり観光協会とですね、よく話をして、今後DMOにどう関わっていくのか、そういった方向性をですね、出していただきたいと思います。それと観光協会自体にもですね、芦屋町として今年度予算でも2,400万円の補助金を出していますし、先ほど言いましたように今後DMOができていけばですね、一定の期間は町からの一般会計の繰り出し、

そういったものも考えなきゃいけないし、海岸の関係でいえばですね、砂像も行ってますんで砂像にもやはり3,400万円のお金を出してます。また、レジャープールや海浜公園についてはやっぱり指定管理料がですね、出されているという、そういった状況もあるんでね、そういった点の財政面についてもですね、十分検討した中でですね、今後の芦屋港湾の活性化計画についてをですね、進めることを考えていただきたいと思います。

最後にですね、私はやっぱりこの芦屋海岸の観光振興のメインの地をですね、海砂の集積地や県のコンクリートの建造物の製造地として使用し続けることは、多くの方が望んでないというふうに考えております。整備をして観光資源を活用し、稼げる観光地域づくりを進め、観光が地域産業の1つの核となることが求められています。そのためにも地域への誇りと愛着を持った人材がDMOを構成することが、今後の事業を成功させる上でも最も必要なことです。

私たちは1987年のリゾート開発で多くの自治体の経営破綻、倒産を経験しました。再び同じ過ちを繰り返してはなりません。05年に制定された観光立国推進基本法の理念はこうした反省に立ち、「地域の観光資源を生かし、住民が誇りと愛着を持てる持続可能な観光まちづくり」、「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」と理念に盛り込まれています。

活性化基本計画のDMOをはじめとする様々な課題を突き詰め、年内には早く住民説明会を開き、町内者の人材発掘や団体・企業・個人営業者の協力を得ることに力を入れるべきではないでしょうか。最後に、町長にこのことについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

川上議員からいろいろ御心配いただきましてですね、様々な観点から御質問をしていただいたわけですが、まず何て言うんですかね、私が1番先に、最初にこれを考えて思ったのがですね、今までも皆さんもそうでしょうが、芦屋といえば何かと。芦屋といえば何を連想するかという形の中で結局、海であろうと。どなたに聞かれてもですね、「芦屋の海はいい。」と、「芦屋の海にドライブ行ったら、本当に心が洗われる。」とかですね、いろんなことで必ず海が出てきます。そしてもう1つがですね、芦屋町という歴史ですね。さっき課長も話しましたように、芦屋千軒、関千軒と言われるぐらいにですね、この芦屋町は非常に商売人、人の交流等でにぎわった町でございます。

そういういろんな材料がせっかく目の前にあるのにですね、それを生かして、そして定住化、海のあるところに住みたいという人も、かなりよく聞いております。今でも、人口問題は後でどなたかがされますが、どこの町も人口が減少しております。その中にあって、芦屋は遠賀郡4町と比べて最近の直近のあれでは、少し芦屋は増えたということですね、今からそういうような

形の中で、人口対策もあるんですけど、そういうことでしっかり芦屋ということのですね、大きな御旗というか芯というか、それに基づいてですね、芦屋町の活性化という形の中でやっていきたいと思います。

財源のほうもいろいろ御心配されておられるわけですが、この財源について最もやはり国のいろんな形の中で、国のこういう各地方が活性化してほしいという形の中で、いろんな形で補助金を結局つくっていただいておりますが、先ほどから出てますようにDMOというのもですね、ちょっと聞きづらいあれなんですけど、これもそういう形の中で日本全国、自分ところの町・村・市を誇りに思うように、何かいいものを見つけ出して人が交流できるようなという形の中で生まれた補助制度だと私は思っております。

今、るる川上議員から御心配な点の御質問をいただきましたが、私が最近言っているのは、今、芦屋町は例えて言えば、折尾駅から汽車に乗って博多まで行くのに、海老津か赤間の間ぐらいまで来たかなと。それから、今からこの1年1年が芦屋町の皆さんの知恵をお借りしてですね、よくなるような形で進めていきたいと思っておりますので、その点御理解を賜りますことお願いいたします。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは2点目、生徒が主体的に関わる校則の在り方について。

全国にいわゆるブラック校則が問題になっている背景に、令和3年6月8日付で文部科学省から、「校則の見直し等に関する取組事例について」との通知が出されました。その要点は、「校則の内容や必然性について児童生徒・保護者との共通理解を持つようにすること」、「児童生徒が話し合う機会を設けるなどしながら、常に見直すこと」、「校則の見直しは、児童生徒の主体性を培う機会となること」などで、岐阜県教育委員会が校則を改定する際の手続を明文化する事例が紹介されました。そこで以下のことを伺います。

1、文部科学省通知を受け、芦屋町はどう対応したのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

議員御指摘の令和3年6月8日付の文部科学省通知ですが、当時、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかといった報道や指摘を受け、通知されたものです。

この通知は、「校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものであること」、「校則に基づき指導を行う場合は、1人1人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し校則を自分のものとして捉え、自主的に守るように指導を行っていくこと」が重要であることから、校則の見直しなどに関する取組事例について、学校及び教育委員会などへの周知を目的として通知されました。

この通知は、翌日6月9日に県教育委員会より学校等へ通知するよう依頼がありましたので、同日に町内の小中学校へ周知したところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは2点目のですね、町の規則では、校則を定める主体を誰としているのか、校則を変更する場合の手続についてどう定めているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

まず、校則を定める主体についてお答えいたします。なお、文部科学省が定めている生徒指導提要から引用して答弁いたします。

校則は、「学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上及び生活上の規律として定められるもの」とされています。校則について定める法令の規定は特にありませんが、過去の判例では、「学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は学校運営の責任者である校長にある」とされています。このため、校則を定める主体は校長となります。

次に、校則を変更する場合の手続についてお答えいたします。

中学校へ確認したところ、校則の変更に限った手続はないとのことでした。このため、実際に中学校で行われている取組について報告することで、答弁いたします。

芦屋中学校では毎年の生徒総会に向けて、生徒会の専門委員会や各学級において、学校生活において改善してほしいことについて話し合い、総会で提案する事項を生徒自身で討議しています。生徒総会では、専門委員会の活動計画についての審議のほか各学級から提案された項目を、「もしも願いがかなうなら」という議題として取り上げ、全校生徒で審議しています。生徒総会で議決された事項は生徒会と生徒指導担当の教員との間で話し合いが行われ、話し合いの結果は校長へ報告され、校内の決まりなどの見直しにつなげているとのことでした。

最近の事例では、髪型や通学時の靴、靴下の色指定の見直しを行った例があります。また、内容により、経済的負担が伴う事項であればPTAを交えた話し合いも持たれています。最近では自動販売機の設置、制服の見直しなどの例がございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

学校の生徒のですね、自主性を尊重して校則を見直す機会を持っているという、そういったような内容でしたと思いますけど、生徒指導提要についてもですね、「校則を制定する権限は学校責任者である校長にあり、児童生徒の実情、地域の状況、校風など学校がその特色を生かして創意工夫ある定め方ができる。」というふうに書いてあります。

そういった中で運用されてるわけなんですけど、例えば3点目のですね、福岡市では下着の色の指定や特定の髪型の禁止など、5つの校則が4月から撤廃されることになりました。髪型のツーブロックの禁止やポニーテールの禁止なども撤廃された。芦屋町の中学校の校則では頭髪や服装についてはどうなっているのかということですが、芦屋町の校則もですね、いただきましたが、大変細かくですね、16項目についてですね、登校・下校・通学・外出とかあって、その中に頭髪とかですね、服装、それからカーディガン、セーター、防寒着、ストッキング、タイツ、こういったことの色とかですね、丈とかも細かく決められています。

それで、例えばこの頭髪の中で、「中学生らしい自然で爽やかな頭髪を心がけましょう。」まあ、抽象的です。「長さの目安は、目、耳、服装の襟にかからない程度にします。」という、こういったことが決められてますけど、この決まりから言えばですね、例えば今問題になっているツーブロックとか、女性のポニーテールとかツインテールとかこういった部分については、この決まりについて適合しているのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

頭髪につきましては今年度の生徒総会の中で、規約を見直してほしいということで決まっているというふうに伺っております。したがってその中で、学校内の今、討議はされているものと認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

理容店なんかの店主に聞きますとですね、例えばツーブロックというのは今、例えばアナウンサーとかそういった人を見ればほとんどがね、テレビのアナウンサーはツーブロックらしいんですよ。ツーブロック自体はですね、やっぱり清潔感もあるし、それから髪型の手入れがしやすい、決まりやすいというそういったことがあるんで、今は社会人の中でもツーブロックは大変好まれているという、そういった状況です。

基本的には言われるようにですね、生徒や父母の方々がやっぱり声を上げて変えていくというところが基本になると思いますが、この中で見るとですね、いろんな制約があって、例えばカーディガンとかセーターとかですね、ストッキングとか防寒着、こういったものはですね、着用前に規定にあるかどうか確認を行いますというふうに、チェックするというふうになっていますけど、その点ではですね、決まりに適合しないとき、そういったときにはどうなるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

個々のケースについてどうなるのかという確認はできておりませんが、基本的には決まりというのは、先ほども答弁しましたとおり生徒が自主的に改善点を提案し、学校側と協議をして決められてきたものというふうに認識しておりますので、それに抵触するものについては教師が適切に指導されているものと認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それによりですね、チェックなどによっていろんな罰をつくるという、そういった学校もあったようで、それによってこういった校則の問題についてはですね、ブラック校則というふうな名称で呼ばれるようなこともあったと思うんですけど、それ自体を文科省がですね、今後変えていくというそういった方針を出してるわけですが。

4番目のですね、文科省が紹介した岐阜県教育委員会は、校則改定プロセスを明文化したことで「生徒に校則は変えられるものという認識を持ってもらい、時代に合った教育環境をつくってほしい。」と述べています。芦屋町でも、児童生徒が主体的に学校の決まりや校則などを決められる、そういった仕組みづくりをつくるべきではないかと思いますが、その点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

芦屋中学校における校内の決まり事に関する見直しのプロセスは先ほどの答弁とも重なりますが、まさに生徒が自ら考え、話し合い、先生方とも話し合い、実現させていくというプロセスであると言えます。また、この取組は平成の初めの頃から行われたというふうに伺っておりますので、30年以上にわたり続けられてきたものと認識しております。また、中学校においては遠賀郡内の中学校とも情報交換を行いながら、校内での取組をさらに向上させようとしているところです。

校則の内容の見直しは最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、生徒自身が校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにもつながり、児童生徒の主体性を担う機会にもなります。芦屋中学校における児童生徒が主体的に学校の決まりや校則などを決められる仕組みづくりは既に確立し、実践されているものと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひですね、そういった子供の主体性を守るというんであればそれをですね、徹底していただきたいと思います。

令和4年の5月にですね、衆議院、6月に参議院で今回こども庁ができたのでですね、こども基本法というのが制定されました。国・地方公共団体においてもこども政策を策定、実施し、評価するに当たり、施策の対象となる子供や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために、必要な措置を講じるということを定めています。

こういったですね、「ここでいう『地方公共団体』とは、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解されます。」というふうに、やはり教育委員会でもですね、やっぱりこういった子供の意見をよく聞き、反映するように指導をなさいということが言われてます。また、子どもの権利条約第12条ではですね、「自分の意見を自由に表していい」となっております。これは、子供が自分に関することを自分で決めることができる、自分に関することを決める権利が保障されているということです。

決まり事をつくるとき、子供の参画を進め子供が町民としての自覚を持つことが、勉学や生活に張りが持てるということではないでしょうか。文科省の通知が求めているのは、生徒に「学校のルールをつくる主体は子供だ」とメッセージを出すことだと思います。学校現場の意思を尊重する姿勢は重要だと思います。しかし教育委員会が、「学校のルールは自主的に変えていいんだ」という主体性を励ますメッセージを出すこと、子供の声に耳を傾けることは矛盾せずできること

なんだということだと思います。

このことを要望し、今後の取組を期待することを表明して質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で川上議員の一般質問は終わりました。

ここで換気のため、しばらく休憩いたします。なお、11時10分から再開します。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に4番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。通告に従いまして質問してまいります。

件名1、歴史・文化の推進について。

昨年6月、歴史文化資産の保存・継承を一体的に行い芦屋町の活性化を総合的に推進するため、教育委員会部局が所掌する芦屋町歴史民俗資料館の管理や文化財保護など、歴史文化に関する事務が町長部局に移管されました。この組織機構の見直しは芦屋釜の里との連携強化や、歴史的・文化的資産について観光及びシティープロモーションなどとの連携強化を目的にしているとのことで、私は今以上に、歴史文化を生かした町の魅力づくりに町が取り組まれるものと期待いたしました。しかしながら昨年の6月定例会では、芦屋釜・歴史文化課としての新たなプランなどをお伺いすることはできませんでした。そこで、次の点についてお尋ねいたします。

要旨1、芦屋歴史の里の状況についてお尋ねいたします。

芦屋歴史の里では1月11日～5月7日までの日程で、現在特別展が開催されています。芦屋歴史の里では定期的にこのような企画展が行われているのですが、その開催期間と来場者数について、コロナ禍前の平成27年度から最近の状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

それでは、御質問の件についてお答えいたします。芦屋町歴史民俗資料館・芦屋歴史の里の特別展の開催状況及び来館者数についてお答えいたします。

芦屋歴史の里では年間2回～3回の特別展を開催しています。1回当たりの特別展の開催期間は約2か月～4か月程度でございます。

来館者数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和元年度末で来館者数が大きく変化いたしますので、まずコロナ禍前の5か年の状況をお答えいたします。有料と無料を合わせた総来館者数は、平成27年度3,935人、平成28年度7,284人、平成29年度3,879人、平成30年度3,836人、令和元年度3,777人となっています。次に、コロナ禍以後の令和2年度は1,626人、令和3年度は3,022人となっております。

なお、コロナ禍以後はですね、臨時休館等が発生しますので総入館者数での単純な比較が難しいため、1日の平均来館者数の比較でお答えいたします。コロナ禍前の平成27年度～令和元年度までの5か年の1日平均来館者数を見ると、通年では約15人であり、特別展開催時は約20人、非開催時は8人でございます。コロナ禍以後の令和2年度、令和3年度の1日平均来館者数は通年で約8人であり、特別展開催時で約12人、非開催時は約3人でございます。

これらのことから通年来館者数では、コロナ禍以後はコロナ禍前の約53%に減少しております。また、特別展開催の有無で見ますと、特別展開催時は約60%、非開催時は約38%に減少をしているということでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

コロナ禍前の入場者数が約4,000人弱を推移し、令和2年度のコロナ禍は一時減少しましたが令和3年度は3,022人と、コロナ禍前の状態に回復しつつあると感じております。

そのような中、特に平成28年度の来場者数は7,284人と増加しております。その平成28年度の来場者数が増えた理由をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

平成28年度に来館者数が増加した要因についてお答えいたします。

7月20日～11月27日にかけて開催いたしました特別展「昭和の暮らし展」において、合計4,354人の来館者を記録したことによるものでございます。平成27年度から令和元年度にかけての1日当たりの特別展の平均入館者数は約20人ですが、この「昭和の暮らし展」の期間中は1日平均39人が来館しております。この特別展では昭和の暮らしにスポットを当て、雑誌「暮らしの手帖」の展示を行いました。

その年に放映されたNHK朝の連続テレビ小説の内容と重なっていたこともありましてメディアに多く取り上げられ、来館者数が大きく増加したことによるものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今の御答弁ですと、何か社会で人気のあるもののブームに乗れば来館者は増えるっていうことが分かりました。ただ、特別展が何か月も開催されているっていうのがありますが、その理由をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

特別展がいわゆる長めに開催されてるということなんですけども、現状で特別展の回数自体がですね、やはり年間2回～3回程度が限界でございまして、なかなかちょっと回数を増やすことは難しいという中にありまして、やっぱり来館者数自体は特別展開催時に増加するという傾向にありますので、ある程度長くすることで来館者増を図ってまいりたいということで、このような期間にしております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

毎回ですね、ヒットするような特別展が必ず開ければ、当然来館者数も増えてまいります。しかし、必ずヒットするものが打てるかって言ったらそれは限らないと思うので、通常のお客様に来ていただけるようにしていく取組が、今後必要じゃないかと思います。

要旨2に移ります。芦屋歴史の里の来場者数増を目指す取組についてお尋ねしてまいります。

芦屋町総合振興計画における芦屋歴史の里の入館者数の目標値は、令和7年度には5,000人を目標としております。先ほども申しましたが、令和3年度の入場者数はコロナ禍前に比べ回復しつつありますが、この7年間で目標値を上回ったのは平成28年度の1回のみです。やはり、今後目標を達成するために、先ほども申し上げましたが対策が必要ではないかと思っております。

令和3年度の芦屋釜の里の入場者数は9,508人と、コロナ禍前の入場者数の約1万5,000人と比較しましてもまだまだ入場者数は戻っていませんが、せっかく芦屋釜の里まで、お近くまでですね、多くの方が御来場してるっていうことがあります。この方々を200メートルほんの——まあ近いんですけど、なかなか歴史の里まで呼び込めていないのが現状かと思います。

この点について、課題をどうお考えなのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

御指摘のとおりですね、芦屋釜の里と芦屋歴史の里の連携は非常に重要なことだと考えております。で、課題ということですが、やはりこの両館の来館者の回遊性を高めることは重要と考えておりますけども、おっしゃるとおり現状ではですね、十分になされていないことが課題と考えております。

特に芦屋歴史の里の来館者増という視点で見るとすれば、芦屋釜の里の来館者が芦屋歴史の里に来ていただけるようにですね、魅力向上を図ることが大変重要になってきますので、やはり芦屋釜の里での案内方法をどう改善するかということと、あと歴史の里の展示自体を魅力向上するかと、この辺りが課題になってくるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

私も、やっぱり魅力、あと案内・周知・情報発信を今後どうしていくかということが大きな課題かなと思っております。

そこですね、1番初めの機構見直しの目的でもあります芦屋釜の里との連携強化、観光及びシティープロモーションなどとの連携強化を図っていくことが今回の目的でした。その点がどう進んでるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

それでは、連携強化ということについてお答えをいたします。

まず、芦屋歴史の里と芦屋釜の里の連携強化についてお答えいたします。連携の現状としては、両館へ入館するための共通券の販売でございます。両館の行事を合わせた年間スケジュールの発行、芦屋釜の里のInstagramでの芦屋歴史の里の特別展紹介、芦屋釜の里開催のコンサートに合わせた芦屋歴史の里の夜間開館等を行っております。

昨年の芦屋釜・歴史文化課の発足により、情報共有あるいは人員体制等の連携は非常に強化されたと考えております。両館の連携については魅力的な展覧会やイベント開催による集客が重要であり、来館者の回遊性をさらに高める取組が必要です。両館において関連した展覧会を同時開催する等も一案と考えております。また、令和5年度は利用者の利便性の向上を図るため、両館

でのキャッシュレス決済への対応等を進める計画でございます。

現在、より効果的な連携の検討を行っていますので、今後の取組を反映させ、両館の連携をさらに強化したいと考えます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4 番 萩原 洋子君

今、釜の里、歴史の里で共通したもののイベントを企画して考えていくというのも、「ああ、なるほどな。」と思いました。

今ですね、共通券の発行の話がありました。共通券の発行をすれば、どの程度の効果が上がっているのか、その辺は評価されているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

今、共通券の話が出ましたので、芦屋釜の里と歴史の里ではですね、共通券を発行してまして、大人が300円でお子さんが150円ということでございます。

で、平成16年度に芦屋歴史の里が柏原に移転し、開館して以来、芦屋釜の里との共通券を発行しております。平成27年度から令和元年度にかけてのコロナ禍前の5か年の状況を見ますと、芦屋釜の里で発行した共通券で芦屋歴史の里に入館した人数は、年間平均311人でございます。これは芦屋歴史の里の総来館者の約7%に当たる人数でございます。令和2年度から令和3年度にかけてのコロナ禍以後2年間の状況を見ますと、芦屋釜の里で発行した共通券で芦屋歴史の里に入館した人数は、年間平均480人。これは、芦屋歴史の里総来館者の約21%に当たる人数でございます。共通券の割合がですね、非常に大きく増加しておりますのは、令和3年度に芦屋歴史の里で「矢野倅一展 ―探究心と技術者の魂―」という特別展を開催いたしましたことで、芦屋釜の里の来館者の多くが興味を持ち、共通券を購入したためでございます。

芦屋釜の里が発券する共通券の傾向を見ますと、芦屋歴史の里特別展開催時期のほうが共通券の発行数が多い傾向にあります。これは芦屋歴史の里の特別展が開催されているということで、来館者に「この機会に一緒に見学しよう」という心理が働くためと思われます。これらのことから、芦屋釜の里との共通券は芦屋歴史の里の入館者増に一定の効果があつたのではないかと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

芦屋釜の里に来館された人が共通券を買おうと思ったのは、お声がけをされたんでしょうか。
何か共通券を買おうという動機づけは、どこで発生したんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

お答えいたします。

まずですね、芦屋釜の里に来られた段階でですね、必ず受付のほうで「共通券いかがですか。」
ということを御案内いたします。その際に表示をしております、特別展のポスターを目の前に
貼っておりますので、「こういった特別あっておりますよ。」ということで御案内します。かつ、
当然ながら館内にも貼っておりますし、あとはですね、ちょっと距離感が200メートル離れて
ますので、その辺の距離感の説明もしつつですね、「歩いて3～4分ですよ。」ということで、そ
う遠くないということも案内しながらですね、共通券の発行をなるべく増やしたいということで
やっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

特別展がないときはどうされてるんですか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

お答えいたします。

特別展がないときも、やはり芦屋歴史の里のことの紹介といいましょうか、「歴史の里の共通券
もありますけど、いかがでしょうか。」ということで御案内しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

そうですか。私、昨年10月ぐらい、砂像展があつてるときにお伺いしましたけど、「共通券あ
りますよ。」という話はいただかなかったかと記憶しております。なので、毎回全ての方にしてい

るのかどうかは、ちょっと疑問でございます。

今ですね、窓口の方がお声がけして誘導してるということなんですけども、館内に行って特別展がなければ、「行こう。」というような仕掛けが足りないんじゃないかなというふうに私はちょっと思っております。今までは「人気のある企画展を行えば目標は達成する。特別展があればいいんだ。」っていうふうに、もしかしたら思われていたのかもしれないなと思っております。ただ、今後もですね、常設展のみ、特別展がない時期もやはり来場者を増やしていくことが今後、総合計画の目標を達成することにつながるんじゃないかなと思います。

先日ですね、どれくらいの方がグーグルの口コミやSNS等で歴史の里のことを発信しているのか調べてみました。企画展のことや「小さいながら充実した資料館」とかですね、「芦屋にゆかりがなくても楽しめる」といった投稿も見られまして、少ないんですけども「行ってよかった」という投稿が多かったと私は思いました。ただ、その一方でですね、昨日、水巻町の歴史資料館に行ってまいりました。芦屋歴史の里に比べましたらスペース的には狭いんですけども、とても展示品が絞られていまして、ライティングもあってですね、すっきりした印象でございました。

昨年、民生文教委員会の視察でですね、東京六本木にある泉屋博古館に行ってまいりました。芦屋釜の展示期間にはちょっと外れてしまっていて、それは拝見できなかったんですけども、「こういうところに芦屋釜も展示されるんだ」というふうなことで、皆さんと一緒に行ってまいったんですけども、とてもスタイリッシュと申し上げましょうか、洗練された空間だなと思って、今後はこういったものが主流になってくるんじゃないかなというふうなことを感じて戻ってまいりました。歴史の里はですね、水巻の歴史資料館さんとかに比べればですね、スペースもありまして、とても興味深いものがたくさん私はあると思います。それをもっとですね、見せ方を工夫すれば、さらに多くの方に来ていただけるものに変わっていくんじゃないかなと思っております。

そこで御提案です。昭和の時代をですね、再現しているコーナーがございます。ここを発信したいなと思ってですね、撮影をしたんですけど、残念ながら昭和感、レトロ感がちょっと出ないんですね。「何でだろう。」って、ちょっと山田さんとかに相談してみました。そしたらやっぱりライティング、今の照明が昭和の時代の照明とは違うんですね、その辺が出てこないんだっていう話をいただいて、確かに芦屋釜のほうもですね、ライトも少し絞って暗めにしてますんで、でも趣がありますよね。で、平成28年の「昭和の暮らし展」が人気だったことを鑑みればですね、そういった照明も今後、検討するべきだと私は思います。

あと、インスタ映えする撮影スポットですね。投稿された中にいろんな写真が上がってたんですけど、私も行って「どの角度で撮ったら、もっといいものが撮れるんだろう。」っていうふうに思うんですけど、いい角度みたいのを「ここで撮ると、いい写真が撮れる」みたいな場所がちょっと準備してあるとですね、そういうものもどんどん発信につながるんじゃないかなと思います。

つまり見せ方次第ですね、歴史の里ももっと魅力のある場所になるんじゃないかなと思います。

芦屋釜の里は着々と工事が進んでおります。リニューアルオープンした釜の里とともに歴史の里にも多くの方に足を運んでいただけるよう検討が必要です。ちょっと言い忘れましたが、視力障害のある方にも楽しんでいただけるように音声ガイドなんかも、みやこ町の資料館さんですかね、導入してるっていうのがリニューアルオープンで書いてありました。そういうのもあればですね、新たなお客様がターゲットとして広げられるんじゃないかなと思います。ごめんなさい、ちょっと遅れました。

私は昨年、歴史文化を生かした町の魅力づくりにですね、機構見直しの際に町長部局に移管することに賛成いたしました。町の歴史文化を推進するためには、まずは拠点となる芦屋歴史の里をもっと魅力のある場所にするべきだと思います。そこに予算をどうつけるかが町として大事な選択だと思います。今までは教育委員会部局であった、けど町長部局にしたという意味っていうのが、そこにあるんじゃないかなと思っております。ある程度ですね、展示環境の整備なども今後必要ではないかと思っています。

町はレジャー港とかに多額のお金を、いろんな費用をかけていらっしゃいます。それはそれで1つだと思うんですが、この歴史文化、芦屋町にはたくさんいいものが残っております。これをもっとファンの方を増やして、また違う側面で多くの方を魅了するような町にしていきたいと私は思っておりますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

芦屋歴史の里のお話をされたわけですが、先ほど川上議員の質問でも言いましたように、芦屋はまずは海と、そして芦屋町の深い歴史のある、こういう小さな町で歴史館のある町はないと思うわけですが、そのことを知ってもらうためにも、恐らく釜の里と歴史の里、あの距離を歩いても10分かからないと思うんですよね。それで、ここに来ればそこにも行けるというような状況の中で私はあそこに移転したのではないかとっておるわけですが、芦屋町の魅力ある歴史文化を保存・活用して、町内外に発信するための拠点施設として芦屋歴史の里の役割は非常に重要なことだと思っております。

先ほどもお話ししましたように平成16年に柏原に——今のところに移転したわけですが、もう既に20年経過しております。施設も老朽化しておりますので、整備をするというのはこれは当然のことです。展示環境の整備それから、るる議員が言われたように展示内容の充実を図ること、このことも当然重要なことであるかと思っております。

この芦屋のたくさんの魅力ある町をですね、広く町内外に伝えて地域振興に生かすとともに、

町民の皆さん方のシビックプライドの向上を図るためにも芦屋歴史の里の充実ということに取り組んでまいりたいと思っておりますので、いろいろ今日お話しされたこと以外にも気づいたことがございましたら、どんどんお話ししていただきたいと思いますので、助言を賜りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4 番 萩原 洋子君

今、町長からの前向きな御答弁いただきまして、ぜひともしっかり分析していただいてですね、どうしたらいいのか、いろんな多方面でせつかくぎゅっと絞った課ができたので、充実したものにしていきたいと思います。

そのためにはですね、続きます、要旨 3、今後の実施計画について。

芦屋町の目指す将来を実現するために基本構想、基本計画、実施計画がございます。今年の 1 月 20 日から第 2 期芦屋町観光基本構想の素案に対するパブリックコメントが実施されまして、その中には町の歴史文化についての戦略も見られました。しかしながら、芦屋釜・歴史文化課となって新たな年度を迎えた今、いまだに前所管の生涯学習課公民館・文化係が立案した令和 4 年度～令和 6 年度までの実施計画しかございません。昨年の 6 月議会でお尋ねしたところは「新たなプランはない。」とのことでした。やはり、それでは効果的な事業は展開できないと私は思います。

今後、芦屋釜・歴史文化課として新たな実施計画が必要と思いますが、いかがでしょうか。御答弁を求めます。

○議長 辻本 一夫君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

御質問にお答えいたします。

現在公開されております実施計画は、令和 4 年度～令和 6 年度までの計画でございます。昨年の 7 月にですね、芦屋歴史の里の業務が移管されまして、芦屋釜・歴史文化課が発足したことに伴いまして、改めて問題点の整理と歴史文化を生かした町の魅力づくりのための方策を検討いたしました。それにより実施計画の見直しを行っております。

具体的には、情報発信力強化のための芦屋歴史の里の新たなホームページの立ち上げ、来館者の利便性向上のためのキャッシュレス決済の導入等を行う計画です。また、町指定文化財の新たな指定、魅力的な展覧会の開催、文化財管理システムの導入、文化財ボランティアガイド育成等を検討しております。

これらについては令和５年度～令和７年度の実施計画に上げておりまして、必要に応じて予算を計上するように考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 ４番 萩原 洋子君

しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますが、「箱物行政」という言葉がございます。有益と思えない公共事業、公共施設の建設に重点を置く国や地方自治体の政策を批判する言葉でございます。

私は去年の、さっき申し上げましたけれども砂像展の頃に芦屋釜の里にお伺いいたしました。その日は土曜日でしたが、人はあまり訪れていなかったんですけども、中学生の生徒が数人ですね、池の鯉を見ながら寝そべってひなたぼっこしておりました。私は朝の挨拶運動で顔見知りの生徒もおりましたので、声をかけましたら「遊びに来ている。」と。中学生が芦屋釜の里に遊びに来てるんです。その光景を見てですね、もう本当にほのぼのとした温かい気持ちになりました。もしも芦屋町が箱物行政をしていたとしたらですね、このように子供たちが遊びに来るとは、私は思えません。今までの町の取組の成果だと感じました。「是々非々」というのが、よく政治の言葉で言われます。「いいことはいい、悪いことは悪い。」なので、「今ここは足りないんだけど、でもここはいいよ。」っていうのをやっぱりしっかり発信していく、言っていくことがやっぱり大事だなと思っております。

また、堂山にある御堂や平家の石塔群の周囲をボランティア清掃している方からですね、せっかく平家の石塔群の前を清掃しているので、一昨年でしょうか、山鹿秀遠の講話ですかね、そういったお話が歴史の里であってほしいんですけども、「３回行ったんだよ。」って。「私、３回も言ったから、このことを少し話せるようになった」と思って、堂山に来た方に少しやっぱり町の歴史を伝えていけるようになりたい。」っていうようなお声をいただいたんですね。子供たちが文化になじむとか、そういった大人の方も巻き込んで、自分ごととして町の歴史が入っていくっていうことは、とっても大事なことでなっすてすごい感じたんですよ。行政だけがやってるんじゃないくて、住民も一緒に巻き込んで歴史文化を進めていくっていうことが本当は大事なんじゃないかなって、それが活性化につながるんじゃないかなというふうに私は思っております。今後も歴史ボランティアガイド、さっきお話ありましたけども、町民を巻き込んで、ぜひとも芦屋町の歴史文化を進めていただきたいと思います。

では次、件名２、柏原西方荒波対策についてお尋ねしてまいります。

柏原西方海岸では平成２７年度に国庫補助・県補助を受け、北西からの荒波によって損傷した

護岸の改修を行いました。その後も打ち寄せる荒波が防波堤を越え、強い西風で波がしぶきとなって周辺家屋を直撃しているため、その護岸背後で暮らす町民は長年にわたり悩まし続けられています。そのため、町は当地区海域での荒波対策を県に要望しているのですが、現在も大きく対策は進んでおりません。そこで、次の点についてお伺いいたします。

要旨 1、柏原西方海岸の護岸改修についてお尋ねいたします。

平成 28 年度に行われました護岸改修は、どのような改修工事だったのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それではお答えいたします。

平成 27 年度から 28 年度にかけて行われた工事のことになりますが、護岸改修工事の主な内容を今からお答えします。海岸護岸は、海岸の現地盤をコンクリートや石材などで被覆して浸食から守り、海水などが陸側へ侵入するのを防ぐ役割を持った構造物となっております。柏原漁港海岸保全区域内の老朽化する護岸について、保全対策の検討・資料作成を主たる目的とし、平成 26 年度に柏原漁港海岸保全区域老朽化対策計画実施設計を行っております。この実施設計の中で護岸の状況等を把握し、関係者とも協議を行い、老朽化対策として 27 年度に柏原漁港海岸護岸改修工事を実施したものとなっております。

主な施工内容は、波や漂砂等によって散乱した根固ブロック——護岸の先端が流れて洗掘されないように根元を押さえつける構造物になりますが、こちらを基礎から補修する工事と、海側にクレーン等の建設重機を乗り入れるための仮設道路の設置工事及びその撤去工事となっております。なお、工事は平成 27 年から 28 年度にかけ実施され、28 年 3 月 17 日着工、平成 28 年 8 月 10 日竣工となっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4 番 萩原 洋子君

工事の際に、何らかの荒波対策っていうのは行われたんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

「工事の際に何らかの荒波対策を行ったのか。」という御質問になりますが、平成 27 年度の工事につきましては、海岸保全の観点から老朽化した護岸を改修したものとなっております。内容

は先ほど御説明いたしました、護岸の根固ブロックを基礎から補修することが主なものとなっており、新たな荒波対策等は含まれておりません。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨2、国や県など、関係機関との協議の状況についてお尋ねしてまいります。

この護岸改修工事の際にですね、今お話があったように仮設道路を設置したんですけれども、当時の柏原区長、護岸背後の地区の組長、そして遠賀漁協柏原支所長の3名のお名前で、町に対し陳情書を提出されております。陳情の内容は、「護岸改修工事の際に造られた仮設道路に使用している捨て石を活用し、荒波対策工事を行ってほしい。」といった陳情書でございました。改修工事中に設置された仮設道路があったときは荒波が落ちていたようで、そのような陳情を行ったとお伺いしております。しかし、仮設道路は作業スペースを確保する目的として一時的に設置されたため安全性を確保する構造になっておらず、台風や荒波、強風時に仮設道路で使用している捨て石が近隣家屋に飛散し被害を及ぼす可能性があるとのことで、要望にはお応えできないとの回答がっております。

そして、その回答書の中にですね、「荒波対策については今後も国及び福岡県など関係機関と協議を行い、検討していきたい。また、将来の大地震等に備えた津波対策についても検討が必要ではないかと考えている。」と、町の荒波対策に対する考えをですね、述べられておりました。これを読んだ地域の方々はどうですか、「町も、被害を受けてる町民のために積極的に動いてくれるんだろう。」ということをおもったという話を聞きました。しかし、いまだに大きな動きはございません。そこでお伺いします。

護岸改修後、国や県など関係機関とどのような協議を行ってこられたのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

柏原西方の荒波対策について、国や県など関係機関との協議や要望につきましては現在、福岡県へ、柏原西方荒波の原因の1つとして考えられます柏原西方の砂浜の浸食に対し、その原因究明のための広域的な調査について、福岡県予算に対する要望事項として要望書を提出しております。また、令和元年8月に提出しております福岡県への要望の中で「海岸調査の実施」や「柏原西方海岸浸食問題に対する原因究明のための広域的な調査について」とし、漂砂調査等各種調査

の実施などを要望し、併せて中長期的事項としまして、芦屋町・岡垣町の海岸における土砂の動きを把握する調査の実施の要望を行っているところでございます。そのほかでは、要望活動としまして平成30年度、令和2年度に福岡県議会農林水産委員会管内視察において、町の要望としまして柏原西方の荒波対策の要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

護岸が壊れたのはですね、その前から荒波があった結果、護岸が破損したわけなんですね。なので、その周辺でお暮らしの方っていうのは、もっとその前から長期間お困りになっていたわけなんですね。

要旨3、今後の荒波対策についてお尋ねします。

私は2年半前にですね、荒波で困ってる町民の方から相談を受けました。「要望を出してるんだけど、なかなか進展がない。」ということでした。2年半前と言いましたら私まだ1期目で、1年ちょっとたったぐらいでございました。まだまだ新人の私に何ができるんだろうか。そして荒波を防ぐための何らかの対策を講じた場合にですね、景観や潮など今、芦屋港も砂が増えた、柏原のほうは砂がなくなった、何か造作物を入れればですね、潮の流れが変わって自然に影響を与えます。「海への影響、どうなんだろう。」とても悩みました。しかし、困っている町民の現状や今までの経緯、相談者の方の強い思い、そして将来の大地震といった津波の対策の検討も必要だろうと感じまして、この問題に取り組むことに進んでまいりました。

その後、何度も役場の担当者と話し、海の様子を調べたりと、海のことをあんまり分からなかった私ですが、この2年、困ってる方々と本当に一緒に取り組んでまいりました。令和3年2月、荒波で困ってる町民と一緒に町の担当の方ですね、農林水産係の方と話合いの場を持ちました。町もですね、県への要望を行うための資料として、令和3年4月から1年間をめぐって週に2～3回、潮位や風速の状況を確認することになりました。そのときは本当にみんなで喜びました。町と一緒に荒波対策に取り組んでいけるっていう思いで、本当にいたのは記憶しております。

しかし役場の職員の方々もですね、他の業務もあり、必ず荒波の記録が取れるとは限りません。そこで、少しでも正確な記録の収集を目的として、荒波で被害を受けてる町民を中心に私も含む6名で西方荒波対策チームを立ち上げ、自分たちでも記録していくことにいたしました。記録はグループLINEを、皆さん高齢なんですけどグループLINEの中で「今日は、しけが来てる。」、「波が高い。」、「写真を撮った。こんなんだよ。」って、みんなでLINE上に書き込みながら写真をアップし、風速と潮位、風向きですね、そういうのも入れていただいて私のほうが集計する

っていう活動を、もうそろそろ2年になります。

そして昨年(2021年)の5月ですね、1年たったところで産業観光課農林水産係の担当者の方々と荒波対策チームのメンバー6人、そして遠賀漁協柏原支所長にも御参加いただき、双方で令和3年度の荒波の状況報告を行いました。町の担当者の方々も、定期的に海岸には足を運んでいただいているのは十分存じております。ただ、「荒波が確認できたのは3回。」との報告でした。

そこで、皆様に御配付しております私の資料をお開きください。令和3年度の柏原西方海岸の荒波状況を示したものです。日付、曜日、時間、潮、風速、あと備考欄が書いてあります。作成日は昨年の12月、荒波対策等で現地調査を再度行ったときの日付で作成しております。中を見てくださいと3回って言うところですね、言われたんですが、日付を照らし合わせとですね、土曜日・日曜日というのが半数ぐらいはございます。なので、記録できなくとも仕方がないかなとは思っております。

あと、町のほうですね、記録いただいているのが11月に2回ほど荒波があったっていうふう(に)記録していただいているんですが、私どものほうでは11月が1回で、11月10日、11月20日に荒波があったっていう記録をしていただいているところが抜けておりますので、まだまだ自分たちの調査も不正確ではあるのかなと思っております。したがって、今の回数よりも少し多いのかなと思っております。写真が撮れなかったところもありますが、おおむね満潮、潮が高いとき、あと風速ですね、幾ら風があってもですね、ほかの風向きだと波が上がらないっていうのが、この2年で私も大分見れるようになった次第でございます。

風が強い日はですね、家が揺れるほどだと聞きます。この地域では、ほかの地域と比較しましても塩害でポストが壊れているお宅も多く、玄関ドアの鍵やシャッターもさびて動かなくなっております。写真でも見ていただければ分かりますが、かなり小さなしぶきが飛んでいるのが分かります。ひどいときはもう、あそこに立つとびしょびしょになるぐらい本当にぬれるんです。先日(2021年)もですね、強風で雨戸が飛んだっていうお話もいただきました。

行政の方がですね、越波していないと判断した場合もあるかもしれませんが、風で本当に細かなしぶきが飛んでおります。私たちが確認したこの回数、どのように判断されるか分かりません。

「少ないんじゃないか、これぐらいで。」「こんなにもあるのか。」「そういうふう(に)思われるのか、どのように判断されるか分かりませんが、この護岸の背後で暮らす方々が長年苦しめられていたことは事実です。自分たちの家がですね、潮がかぶるって想像してみてください。あそこの方はですね、水で洗い流してる方もいらっしゃるんですよ。さびてます。本当におつらいだろうなと思います。長年荒波で困ってる方々は、本当に早期の改善を求めています。

現在、県とはどのような協議を行われているのか、直近の情報をいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

県との直近の協議状況ということでございます。現在、県もですね、要望を受けまして、西方の荒波対策に関する窓口として相談できるような、少し体制ができてきたところということです。ただ、現状としましては、対策に関する具体的な話にはまだ至っておりません。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

皆さんずっと待ってるんです。前と今とで何か変わったことあるんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

「以前と比べて変わったところはあるか。」というようなお話でございますが、対応などの変化につきましては現在ですね、広域的な調査について進展というのはございません。しかし、先ほども少し触れましたが、県も要望を受け、柏原西方の状況を把握してきております。

現在は漁港の担当であります水産振興課が窓口となり、担当者と対策に関する相談などが行える状況に変わってきたというところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

海の問題は、なかなか難しいのは存じております。町の要望書にもですね、洞山をですね、景勝地のため景観に配慮した対策をお願いするっていうのも入っております。それも重々分かっているんですが、困っている住民の方も本当にいるのも理解していただきたいんです。いつになるのか、高齢の方はですね、もう「自分が死ぬまでにどうにか少しは進めていただきたい。」、そういう思いで私のほうに相談に来られております。

そこで、町としてどうお考えなのかですね、当然要望書を出してらっしゃるので町も対策を求めていると思いますが、町長の口からですね、どうお考えなのかお伺いしたいと思います。御答弁を求めます。よろしくお願いします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

この柏原の西方の荒波対策ということでございますが、これはもう今に始まったことではなく、私どもがまだ、そうですね、中学校小学校、その頃ぐらいにもこの荒波で非常に潮は家まで飛んでくると、風の強いときはですね。その都度、部分的ですよ、部分的にいろんな形で対策はされておったんですが、やはりいろんな気候変動だとかそういう形の中で風向きも激しくなったり潮の流れとかですね、そういうことは私分かりませんが、収まらないというのはやはりそういう自然現象があったのではないかと考えております。まず、効果的なやり方というのはどうしたらいいかということから考えなければならないと考えております。それにはまず原因を把握しなければですね、前に進まないと思う。同じことが繰り返されると言われたように考えております。

この件につきましては芦屋町から岡垣町にかけての海岸線における海岸の浸食、それから砂の堆積、海岸保全対策の推進を働きかけるために、平成24年に芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会が設立されました。議員も御存じのことだと思いますが、平成25年10月に福岡県への要望として県に対し要望書を提出し、県は要望を受けて平成26年1月に三里松原海岸の問題解決と保全情報の共有化のため、県主体により三里松原海岸保全連絡会議を開催していくこととなりまして、現在もこの会議は継続しておるわけでありましたが、やはり岡垣は岡垣、芦屋は芦屋でどうしても自分とこの町という形の中で進んでいくんですが、これはやはり岡垣も砂がえぐられていくということでですね、三里松原も非常に問題になっておるわけでございます。

それと、もう忘れられようとしていますがウミガメが岡垣のほうにですね、波津の近くの海岸に卵を産みに来て、それももう最近聞いたこともありませんし、そういうような生態系のこともあると思うんですが、多方面からですね、その原因を究明、それから広域的な調査、それからそういうまず調査をしてくださいという要望を今、県にしております。ただ「工事をやりました。」、そうではなく、その原因追及のためのですね、広範囲な調査を今、要望しておるところであります。町としては対策を講じていく上でですね、後戻りがないよう関係機関と今後、十分協議を行いまして対策の推進に向けてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

確かにしっかり検討していただいてですね、今後どうしていくか考えていただきたいというのは思いますが、確かに景観っていうのも大事ですが、やはり住民の安全とか、危険にさらされている、先ほどもシャッターが飛んだ、そういったこともあります。住民の安全をですね、ぜひとも考えるということで、一生懸命にならなければ何も進まないんじゃないですか。こうやって住

民の方たちが自分たちで調査して、「これだけあります。」と写真も上げてきてます。一生懸命に
ならないと。レジャー港も一生懸命やってるからここまで進んだんですよ。なら、これもしっ
かり一生懸命やってください。何年間も「やってます。やってます。」では何も分かりませんよ。

この要望書、要望してますけど回答欄もないので、どんな回答をいただいてるか分かりません。
担当が代わったら、「どうなってるんだろう。」、そういうことになりますよね、担当者が代わった
ら。もう住民の方、「もうそろそろ自分は、もう後がない。」、そういうふうなお声で何十年も待つ
てるんです。ぜひとも、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、１３時１５分から再開します。

午後０時０３分休憩

.....

午後１時１５分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に８番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 ８番 妹川 征男君

８番、妹川です。

一般質問をいたしますが件名は、１、芦屋港から海砂等を搬出入するダンプカーの危険性につ
いてということで、昨年の１２月議会にて、この件について一般質問をいたしました。

砂業者のトラック、ダンプがなみかけ大橋を通過して山鹿の方向に行くのが通常だろうと思うん
ですけれど、それが山鹿小学校を通行するのもあれば、また、なみかけ大橋を通らずして旧芦屋
中央病院を通過して正門通りを通る、そういう大型ダンプカーが通るということで非常に、子供を
持つ母親、それからお年寄りの方々が心配してあるということについて一般質問しましたところ、
そういう覚書というものの、協定書があるのかとお聞きしたところ、「協定書はないけども覚書があ
る。」ということでした。そしてもう１つは、芦屋町４校ＰＴＡ連絡協議会の会長からですね、芦
屋町長それから教育長宛てに陳情書が出てるということを知りましたものですから、この点につ
いて一般質問をします。

それで、芦屋町４校ＰＴＡ連絡協議会の会長から町長と教育長に出されたこの陳情書の取扱い
についてお聞きしたいんですが、令和元年７月３０日の陳情書の内容を見るとですね、表題の２
つ目に「登下校時における芦屋港湾を発着した大型ダンプ車について」とあります。要旨は、「芦

屋港湾を発着した大型ダンプ車への交通ルール遵守を芦屋町から要請してもらいたい」というものです。その理由については、子供の登下校に関して安心安全の視点から提出された陳情書と思われるので、教育委員会のほうからこの内容について読んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、先ほど御指摘がありました令和元年7月30日に芦屋町4校PTA連絡協議会の会長から提出されました陳情書の内容について、読み上げさせていただきます。内容は、繰り返しますが「芦屋港湾を発着とした大型ダンプ車への交通ルールの遵守を芦屋町から要請してもらいたい」というものです。理由としては、「芦屋港湾を発着とした大型ダンプ車が子どもの登下校時間帯に通学路横を走行している状況にある。大半のダンプ車は、なみかけ大橋を渡って山鹿地区を走行しているが、数台は、芦屋中学校グラウンド前の国道495号線を走行しているのを見かける。また、登校時間に数台ではあるが、スピード超過や信号無視など交通ルールが遵守されていない大型ダンプ車を確認している。子どもが登下校中に横断歩道を横断中に車にはねられ死傷するなど、大変痛ましい事故が全国的にも発生している中で、芦屋町でも交通事故が発生しないために、交通ルールの遵守は無論、可能であれば、登下校時間帯の走行をできる限りしないように芦屋町から要請してもらいたい。」

これに関連して、地域見守りの方々からの話による町内の大型ダンプ車の移動回数推定も情報提供されています。「日によって差異があるが、1日5台～30台の大型ダンプ車を見かける。その内、大半は山鹿部を走行しているが、数台は芦屋中学校前の国道495号線を走行している。」

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ありがとうございます。今の文章をまとめてみますと、「登下校時間帯に通学路の横を走行している。中学校グラウンド前も走行している。スピード超過や信号無視などのルール違反が見られる。」と、そのように内容はそうだと思います。

先ほど休憩時間に私、自宅に帰ったわけですけど、そのときにも2台見ましたね。山鹿小学校を通っていたダンプがありました。もう1台は田屋のほうに向かって行くのもありました。このようにですね、この海砂はですね、30年前にこの問題が発生したときに保護者の皆様方からですね、その辺について署名運動がありました。そして、その当時の町長である吉田徳久町長、そ

ういう方との交渉もしたわけですね。それから10何年たってでしょうか。その間ぐらいはもう大型トラック、ダンプは通ってなかったと思うんです。それが最近ですね、非常に多いということでしたから、だからこれを問題にしたわけですけど。

それで私は感じたのは30年前のこと、2人の子供がおりましたから非常に大型トラックのタイヤがですね、大きいし、子供たちも非常に心配してました。それで、こういう痛ましい事故が全国的に発生している中で、この陳情書の内容は保護者のですね、悲痛な思いというか、何とかしてほしいというようなお気持ちを察するわけです。私にも数件電話が入ってきます。そのことで私は日頃から注意しながらですね、ダンプの往来をよく見てみるわけですけど、そこで伺いたいんです。

教育行政をつかさどる教育長として、子供の安心安全な登下校を願っておられると思います教育長にですね、この辺のところの認識、その辺の見解を求めたいと思います。また、どのような対応をされたいのかをお願いします。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

これは議会でも何度も申し上げているところですけども、教育委員会の役割は子供たちが安全で安心な学校生活、充実した学校生活が送れるように全力で各学校を支援するということだと思っております。したがって、芦屋町の児童生徒に危険が及ぶような事案については当然、未然防止に努めなければならないというふうに考えています。

このときの回答書もあるんですけども、回答書も「こういった交通ルールの遵守をしっかりと芦屋町からしていく。」という回答もあったんですけども、今、議員御指摘のようなことがあればですね、当然ダンプカーを運用する事業者さんに対して、守っていただいているとは思いますが、いま一度、福岡県を通じて交通安全のルールの遵守、登下校時間帯の通行に対する配慮を定期的をお願いしていただきたいというふうに強く思っております。

また併せて、児童生徒たちには自分自身の安全を守る交通ルールの指導の徹底を図りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

こういうようですね、陳情書が出てますね。今読んでいただきました。ぜひですね、そういうところについては協議していただきたいと思います。

2 点目に入りますが、町が交わした砂利運送に関する覚書についてです。

これは、町が交わしたのは平成 14 年 8 月 6 日付のその覚書は甲乙丙がありますが、甲は前町長の鈴木町長でした。乙は芦屋港野積場利用組合代表理事の方、立会人として丙の福岡県北九州土木事務所との 3 者で交わされたものがあります。平成 14 年です。それから、もう 21 年前の覚書なんですけれど、それで、これを読んでもみますとね、第 1 条は稼働時間、「稼働時間は午前 6 時から午後 6 時までとする。ただし、通学時間帯（午前 7 時 30 分から午後 8 時 30 分まで）1 時間を除く。実稼働時間は 11 時間とする。稼働日数は、年間 345 日とする。ただし、夏季海水浴客等のため交通渋滞が予測される日及び盆を含め 14 日間、年末年始 6 日間については稼働しない。」、365 日から 20 日を引きましたら 345 日。土曜日・日曜日でも運行していいという覚書です。しかも午前 6 時から午後 6 時まで。そして第 4 条には「搬送経路を遵守する」と。

そこで一言ちょっと読んでいただきたいんですけど、この稼働時間の第 1 条をちょっと読んでいただきたい。どなたか課長。これを読んで私はね、「間違って読んでるんじゃないか。」と思われるかもしれませんが、これを読んでいただきたいんです。稼働時間は第 1 条、課長お願いします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

第 1 条に書いてある時間帯につきましては、「稼働時間は午前 6 時から午後 6 時までとする。」、ただし書として「通学時間帯（午前 7 時 30 分から午後 8 時 30 分まで）1 時間を除く。」ということで、これは恐らく当時の文書ですが、午後 8 時 30 分というのは午前間違いではないかというふうに推察をしておるところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8 番 妹川 征男君

そういうことに気がつかれてあるならいいですが、この 21 年前の文書が今も生きてるわけですよ。私が疑わざるを得なかったのは、この覚書にはですね、割り印があるわけですけど、割り印がないんですよ。これ、何でしょうかね。ここのところにですよ、普通だったらその 3 者の、町長とそれから業者とそれと立会人である方ですね、割り印があるわけですけど、これにはないんですよ、不思議とですね。こうやって割り印があるんです。だから、それどういうことかなと思って。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

割り印はございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川委員。

○議員 8番 妹川 征男君

いただいたのにはありませんでしたから、もう1回確認しましょう。

それですね、この21年間もこういう放置されてるような状態、中身がですよ。これ、午前7時半から午前8時半でしょうね。そう私は思いますけど、こういう間違いがあるということであればですね、やはり「今まで何をしてたのか。」というふうに考えるわけですけど。

今回の陳情書に基づいてですね、この点については当然御覧になったと思いますから、これについては覚書の修正とか話し合いをするとか、そういうことはなされなかったんですか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

この覚書につきましてはこのPTAからの陳情、先ほど言われましたPTAからの陳情が出た際に、この存在が我々のほうで分かったという状況がございます。その後、精査をしていく過程で、昨年ここが「午後」と間違えてあるということに気づいておりますので、これにつきましては福岡県北九州県土整備事務所を通じてこの相手方であります芦屋港野積場利用組合さんと北九県土さんと3者で、ここの訂正を行うように調整をしているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ぜひ、そういうふうにしていただきたいと思います。人間、誰しも間違えることはあります。しかし21年間もこれが放置されていたこと自体はですね、おかしいのではないかと。疑いをかけられるようなことはしてほしくないと思います。

それで、この陳情書を受けて砂利組合とそれから教育委員会、町執行部とですね、どのような話をされましたか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

教育委員会とは特段この内容については具体的なお話はしておりませんが、あくまでもこれは運行を許可している福岡県を通じて運行利用者さんのほうに協力をお願いをする立場でございますので、我々のほうで対応するということでの調整をしているのみでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

どのような話合いを持たれましたか。そしてまた、4 P連の会長さんにですね、どのような回答をなされたのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

まずPTAの陳情を受けまして、芦屋町のほうから町長名で令和元年12月2日付で福岡県知事に対しまして、「芦屋港を発着地とした大型車両の運行に関して、港湾施設を常時使用している事業者及び工事発注者の立場として、福岡県において大型車両運行に対する指導の徹底を行っていただくよう要望する」といった内容を文書で、要望書として提出をしております。

これを受けて、福岡県北九州県土整備事務所を通じて令和2年1月10日付で、芦屋港の管理を所管する福岡県北九州県土整備事務所長より芦屋町長宛てに文書にて回答を受けております。この内容につきましては、先ほど議員が言われました覚書を締結している事業者に対しましては覚書のとおり稼働していただくように協力依頼を、覚書を締結していない事業者及び福岡県北九州県土整備事務所発注工事の土砂搬送については、覚書に倣い利用するよう協力依頼するとなっております。

この文書を受け、我々の所管課としましては北九州県土整備事務所所管課のほうに対し、この文書のとおり協力依頼を事業者のほうにさせていただくようお願いをしたところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

先ほどの第1条のところはですね、午前8時30分に訂正されたでしょうけど、稼働時間の午前6時から午後6時までということについては修正なり訂正なりというか協議されたと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

覚書の内容を事業者と我々で直接協議は行っておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

じゃあ、日数の件についてはいかがですか。345日です、土曜・日曜を外して。そういう、あとは盆とかですね、正月のときだけ。345日運行していいということですか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

これは我々も北九州県土整備事務所も同じ解釈でございますが、345日の稼働日数とは別に夏季の海水浴期間、それから年末年始の20日間は稼働しないというふうな解釈をしております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

この中にですね、交通ルールとか搬送経路を厳守することとなっておりますが、何かそういう運行上の地図なり、そういうのを提示して「ここを通るんだよ。」というような、そういう運行ルートなんかもあるわけですね？いかがですか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

残っている、現存している文書の中ではそういったものはございません。把握できておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では常識的に考えたら、なみかけ大橋を通ってですよ、右のほうが山鹿小学校ですから左のほうの田屋のほうに行くのかなと思ってるんですけど、そういうことの指導なり覚書なり図面なり、

そんなの全くないということですか。どこ通ってもいいわけですか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

これは昨年の12月議会でも申しました通り、港湾事業者が事業を営む上で陸を走ることに關しては、許認可事項ではございません。あくまでも公道でございますので、どこを通るかというのは事業者の判断になります。

よって我々としては、町民の方の安全のために通学時間帯を運行しないようお願いしたり、繁華街というか市街地ですね、道が狭いところであったり、市街地をなるべく避けるようにというお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

教育長にお尋ねしましたように、先ほどはそういう子供たちの登下校の安心安全は、それは子供たちに啓発していかなければなりません、課長が話されたようにですね、こういう状況であれば県に対してはぜひですね、町とそれからそういう組合と、そして県土整備事務所との間でですね、やっぱり……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、妹川議員。すいません、ちょっと待ってください。ちょっとマイクがちょっと入らなくなったので、ちょっと待ってください。

すいません、しばらく休憩します。時間を止めてください。そんなに時間はかからないと思います。しばらくそのまま。

午後1時40分休憩

.....

午後1時45分再開

○議長 辻本 一夫君

直ったようですので再開します。どうぞ続けてください。

○議員 8番 妹川 征男君

今の課長の回答は、保護者ですね、子供を持つ、またお年寄りの方々の思いがですね、町に届いてないなというふうに思います。もし事故等が起こったときには、どうなるのだろうかというふうに思います。先ほど教育長のほうからですね、前向きの答弁があったと思います。そうい

う意味ですね、強くそういう思いですね、3者ですね、協議していただきたいと思います。

それで質問を、今、利用組合は大体何社あるんですかね。その当時の利用組合は何社、そして今現在利用組合に入っていない会社もあるように聞きましたけど、何社でしょう。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

これも以前、妹川議員の質問でお答えしておりますが、現在港湾を利用しているのは芦屋港砂野積場利用組合、こちらのほうは組合という法人名でございまして、組合を構成している会社は何社あるとかいうことではなく、1社が運営されているということは北九州県土整備事務所から聞いているところでございます。で、もう1社ございまして、こちらは株式会社東興商会という事業者でございます。こちら1つの会社として利用されてますので、現在港湾を利用されてるのは2社ということで県のほうからは説明を受けております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

前日もそういう回答でしたが、たくさんの車がですね、いろいろな車がね、運行されてるものですから、それ以外の車もあるんじゃないかなと思ってですね、今お聞きしたんですけど、2社ですね。2社の会社、分かりました。

それで提案したいんですけどね、今、運行状況について運行している車の行程ですね、運行行程とかそれから台数ですね、そういうことを調べるために把握する必要があると思うんです。だから町として業者に頼んでですね、大体1日何台ぐらいが、このなみかけ大橋を通ったり、それから芦屋中央病院を通ったりしてるか、そういう台数を調査することが大事ではなかろうかと思うんですね。

この陳情書の中にはボランティアの方々が——これですね、地域見守りの方々というふうになってますけれども、もう少し専門的にですね、調査をする必要があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

私どもでは現在、その調査を行うという考え方はございません。今おっしゃった問題に対しては現在ですね、物流機能の移転集約というのが福岡県のほうで事業として行われております。

この移転集約がある程度ですね、めどが立った段階で、先ほど言われました覚書のような形で
の運行ルール等を定めることにつきまして、もう1社、今は締結しておりませんが、こちらの事
業者とも話合いの場を設けていただくように考えておりますので、そういった形での協力ベース
で今後も対応していくしかないというふうに認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では3番に行きます。芦屋港レジャー港化に向けて、今日まで費やした費用総額、委託料の総
額、町の支出総額及び今年度の予算額を含めた総合計額についてお知らせください。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

これにつきましては令和4年3月の定例会で総務財政委員会のほうでですね、資料として議員
さんにもお渡ししておりますけども、数字を読み上げる形で御報告したいと思います。

まず、29年度から令和3年度までの芦屋港活性化推進事業に要した歳出総額、これは決算額
ですが、8,580万4,201円となっております。このうち委託料は8,064万1,560
円となります。また、歳入につきましては2,518万8,000円となっております、こ
の歳入額というのは国庫補助となりまして、令和2年度と3年度に国のほうから頂いているもの
でございます。

次に、令和4年度の予算額を含めた総額ということでの御質問でございますのでお答えしま
すが、歳出の総額は約1億8,848万1,000円、うち委託料につきましては約1億8,264
万2,000円、歳入は約5,379万3,000円です。この歳入につきましては地方創生
推進交付金のほかに、砂像展示施設の整備のための地方創生拠点整備交付金というものが充当し
てあるところでございます。また財源にはこのほかに、過疎対策事業債のほか外部人材に伴う特
別交付税措置がある制度を活用するなど最大限の財源確保には努めておりますが、ちょっとここ
の決算上には数字が上がってきてませんので、その点は御理解いただきたいと思います。

また、先ほど申しました予算額を含めた総額というのは、あくまでも今日までに費やした総額
ということにはなりませんので、その点も御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

じゃあ、次に行きます。

では、件名2番目です。町の少子化対策についてということで、少子高齢化社会が進む中、深刻な少子化への対策をめぐり通常国会の論戦が始まっています。2022年の日本の出生数は、統計開始から初めて80万人を割り込むのではと言われていましたが、実態は77万人になると見られているようです。国立社会保障・人口問題研究所の調査では77万人になるのは2033年と予測していたようですが、推計を11年も前倒しして少子化が進んでいることを紹介しています。

マスコミでも連日のように少子化の原因と対策について報道しています。子ども・子育て支援策として児童手当の強化、教育費の負担軽減、子育てサービスと経済的な補助の拡充が必要であること、また子供を持つ家庭に対する育児休業を含む働き方改革など、少子化対策について報道をされています。岸田首相は、「結婚に踏み切れない若者の雇用問題や少子化対策の検討に当たり、子育て世帯の教育負担軽減を検討する意向を示し、6月までに将来的な子供関連予算の増額に向けた大枠を示す。」といます。また、「教育負担の軽減は、社会の一体感を考える上で大切な課題。」とも語っておられます。

そこで、町内の少子化対策及び子育て世帯の経済的支援について伺います。今、芦屋町内の出生数及び出生率の推移について伺います。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

現在、町内におきましても出生数は減少傾向にあり、10年前の平成24年には年間125人でしたが平成29年には100人を下回り、令和4年には年間76人にまで減少しています。これは、第2期芦屋町子ども・子育て支援計画における同一年度見込みを10人程度下回っている数値となっています。

また、本町における15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率につきましては、10年前の平成24年には1.83%でしたが、最新の統計である令和元年には1.44%と7年間で0.39ポイントも減少しており、出生率低下が顕著となっています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では、内閣府の2020年の国際比較調査では自国——日本ですね、「自国が子供を産み育てやすい国だと思いますか。」との問いに対して「そう思う。」と答えた方々は、日本では4割未満であったと。一方で、他の調査国のフランス、ドイツ、スウェーデンでは「子供を産み、育てやすい。」というのが8割～9割。非常に対照的な結果であったと報告されています。

教育長にお伺いしますが、日本は子供を産みづらくて育てにくい国、なぜそのような国になってしまったのか、非常にこの原因の要素は多岐にわたっておりますけれども、教育長、この点についてはどういうふうに思われるでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

我が国の出生数については、平成27年までは100万人を超えていたというデータがあります。それが令和3年には約81万人まで減少しています。今年は今、議員おっしゃられたとおりです。内閣府が公表した令和4年版少子化社会対策白書では、我が国のゼロ歳～14歳の総人口に占める割合が——世界全体では25.4%という数字になってるんですけども、我が国の場合、それが12%となっており、深刻な少子社会となっているというのはもう事実だと思います。

その主な原因としては、いろんなデータあるいは内閣府の文書等々調べてみますと少子化の主な原因は、1つには未婚化の進展、それから晩婚化の進展及び夫婦の出生率の低下ということが主な原因となっているんですけども、これらの背景にあるものとして、1つは仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れや高学歴化、それから結婚・出産に対する価値観の変化、それから子育てに対する負担感の増大及び経済的不安定の増大等があると、そのような原因があるんじゃないかなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そういう中であってですね、芦屋町では町内の乳幼児、子育て、それから応援策、町独自の支援事業を積極的に行っていることについては大きな評価であるというふうに思っております。

しかしながら、出生数が毎年のように減少する理由は何かと、そういうことを考えたときに、今、教育長が言われたようなことではあると思いますが、具体的にですね、町内の独自施策の紹介といいますか、どのようなことをなさっているのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

芦屋町では子育て応援施策として、子ども・子育て支援法に基づく各種施策に加え、「出産祝金交付事業」、町内の小中高校生を対象とした「通学費補助制度」、町内の小中学校における「学校給食費の負担軽減措置」及び子ども医療費の助成対象を15歳から18歳までに拡充した「子ども医療費支給制度」等様々な子育て支援施策を町独自で実施しています。さらに、近年のコロナ禍や物価高騰に対応する町の独自支援策といたしまして、これまでに町内で生まれた子供の保護者に対して、対象児童1人につき5万円分の町内商品券を支給する「あしやっ子応援給付事業」、18歳以下の児童の保護者に、対象児童1人につき1万円分の町内商品券を支給する「子育て世帯応援商品券給付事業」及び近年の令和4年度には、18歳以下の児童の保護者に対象児童1人につき現金2万円を支給する「子育て世帯生活応援給付金給付事業」等様々な支援策を実施し、子育て世帯の経済支援を実施してきております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今お話がありましたように芦屋町の独自としてですね、非常に優遇策的なものをされているにもかかわらず出生数は年々減少していくと。こういうことについて、まだまだ国の施策として大いに今、議会でも論議になってますけれども、町としてですね、独自策としてはやられてるけど、国に対してどういうことをですね、要求していくかと、その辺についてはどういうふうに考えられているのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

今、御説明させていただきましたとおり、町内では独自支援策として様々な支援策を行っておりますが、全国的に少子化が加速する中で、本町におきましても年々出生数が減少しています。

令和4年版少子化社会対策白書では、夫婦の子供を持たない理由としては「経済的な問題」や「晩婚化の問題」等が上位を占めています。また、妊娠判明時に育児との両立の難しさから退職した女性正社員の主な理由としては、「育児と両立できる働き方ができそうになかった」や、「職場に育児との両立を支援する雰囲気がなかった」等、仕事と育児との両立が困難な職場環境に関するものが非常に多くなっています。

これらのことは地方自治体だけでは解決できるものではなく、国が結婚から出生・子育て・教育、そして老後まで切れ目ない社会保障をさらに充実させ、子育てに対する理解と協力できる社会を確立することが必要であると考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今、答弁がありましたように国策としてですね、取り組まなければならない喫緊の課題であると思います。少子化現象の1つとして、今の非正規で働く若者の収入が少ないという格差社会ですね、そのひずみ、たとえ結婚しても積極的に子供が産めない現状があると。子供の子育ては社会全体で応援するという国策が欠如していたのではないかと、そういうふうに指摘する学者もいます。「子育ては親の責任で育てる。自己責任で。」という風潮が長く続いてきた結果ではなかろうかと。子供は芦屋町の宝、イコール子供は国の宝です。そういう理念が具現化されてこなかったことが今の少子化に進んできたのではないか。そういうふうな論調もありますし、私もそういうふうに思います。

今、フリージャーナリストの浜田敬子さんという方がですね、そのようなことを述べておられますけども、「ドイツでは男性の育休取得と女性の早期復職を促す中で出生率を回復させた。」と、「日本の取組の遅れの背景に、古い家族観や労働観があったのではないか。」、こういうことを指摘されています。また、日本大学教授の末富さんは「高等教育の無償化を含め、社会を成長させる投資と捉えて、経済的援助を諸外国の例のようにしてやるべきだ。」と、このようなことも書かれています。我が町ではですね、そういう意味で先進的な施策だと思います。でも、やっぱりそれだけではまだまだ不十分なところがありますから、先ほども言われたように国に対して要求していく必要があると思うんですね。

それで、町内の保育所・幼稚園での経済支援もたくさん支援策があると思います。それで、芦屋町では独自に保育料の補助を行っておられますが、国に「この分を補助してもらいたい。」というようなものがありましたら上げてほしいと思います。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

今、議員おっしゃられた保育料の補助につきましては、確かに子育て世帯の財政負担軽減に大きく寄与するものであると思っております。一方で、地方自治体レベルで独自に支援を行う場合

は恒久的な財源の確保等問題があることから、保育所保育料の補助の問題は学童クラブも含めまして一体的に国が実施することにより、少子化進行の抜本的改善策の1つにつながると考えております。

このようなことから現在、町独自で保育料の補助を行う予定はありませんけれども、こちらにつきましては必要な財源の確保等、会議等を通じて国に対する要望を上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

県内の保育所で保育料を補助している町があるのではなかろうかと思いますが、紹介していただませんか。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

現在、福岡県におきまして独自で保育所等の保育料の補助を行っている自治体は、60自治体のうちの5自治体となっております。このうち副食費、いわゆるおやつ代なんですが、こちらも含めて全額の補助を実施している自治体は、田川市をはじめ3自治体となっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では、5番目に入ります。町内の小・中学校生徒の学校教育費についてです。

今現在、芦屋町は小・中・高校生の通学費半額補助、高校は2万円程度ですけれど、学校給食費の負担軽減措置、子ども医療費支給など国や県に先駆けてですね、経済的支援を実施していることについては大変評価してますし、子を持つ保護者の方もですね、特に給食費半額補助というのは喜ばれているようですね。しかし、憲法26条は「ひとしく教育を受ける権利を有する。」と、「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」とあります。したがって憲法26条の理念に従って、半額補助ではなく完全無償とすることが望まれます。

子供にとってかけがえのない大切な学校給食です。小学校・中学校とも給食費を無償化してい

る自治体が現在254に広がっていると。以前は小さな町ですね、1万人未満の町村が結構多いと言われてましたけれど、もう今、新聞紙上でもですね、もう完全無償が当たり前というか、そういう時代がもう来るかと思うんですね。だから子供の医療費無償化、高校まで芦屋町は医療費無償と言われてますが、やはり都市部でも広がってきてます。だから完全無償化、そして学用品ですね。学用品は教科書と同じように授業で使われてるわけです。保護者はですね、「学用品はもう買いません。」というわけにはいかないんです。全員、半強制的に買わされるわけですから、これもですね、やはり無償化が求められると思います。財源の問題がありましようけれど、先月の朝日新聞には給食費や副教材費も「完全無償化じわりじわり」と、こういうことが大きく出ておりました。

それで、町長にお尋ねします。町長はこの町長新聞がありますが、これは議会事務局のほうにありました。波多野氏5選出馬表明、ずらずらっと書いてありますけども、レジャー港化のことについても書いてありましたが、町の課題として人口減少を挙げ、次の4年間で子育て支援を充実させるというようなことをコメントされてます。

今までもですね、そういう意味で子育て支援のために給食費半額補助とか高校の医療費補助ということで前進しておりますが、この4年間の間じゃなくてももう前倒ししてですね、今の子供の減少というのが11年間も前倒しでどんどん減ってるわけですから、この4年間と言わずにですね、もう来年、再来年ぐらいからですね、こういうふうに副教材費なども公費で行い、完全無償化を掲げる例もあるわけですから、ぜひですね、4年間と言わず、積極的に少子化を食い止めるためにもさらなる支援と援助を具現化すべきだと考えますが、子ども・子育て支援について町長の見解をお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

その町長新聞、私が書くわけじゃない。新聞の切り抜きですから。新聞の切り抜きよ、全部。

まず芦屋町の子育てのキャッチフレーズは、「芦屋の子どもは芦屋で育てる」これが常々言うことでございます。そして今、出生率が、もうこれは日本だけではなく世界的にそうなのかもしれませんが、特に新聞には毎日目を通すんですが、この問題が、ほぼ毎日ではないけど大きな表題で、国がどういう政策をとるのかという形の中で、いつも大きくニュースとして報道されておるのも御存じかと思いますが、まずは国がですね、全てにおいて結局——まあ芦屋でやればいいやないかということだと思うんですが、芦屋は芦屋で。しかしこれはですね、やはり国の大きな将来の日本の指標になりますので、国が音頭を取って大きな予算をつけてもらう。そして芦屋のやり方というのは、国がつけました予算にどのぐらい上乗せできるかという形の中でですね、

補助金等々いろんな形の中でつけさせていただいたわけございまして。

それともう1点ですね、これはコロナ禍においてよく近隣の、特に遠賀郡4町なんですが、首長がですね、「芦屋は、しすぎるから私たちは困っとる。」ということですね、そういうことをよく耳にするんで、いろんな整合性も取らなくちゃいけない。遠賀郡が1つという形の中で遠賀郡4町の首長会は話合いをしておるわけございまして、協調性もあるわけございしますが、かといってしないわけにもいかないし、その辺の調整というのがどのぐらいできるかということがあります。芦屋町の子育ての基金もちゃんと組んでおりますし、芦屋の中でできることは十分やっていきたいと思います。給食費やら校納金、いろんな形の中でありまして、その辺はまた執行部で政策会議等にかけて、どういう形にもっていくかというのは前に進めていきたいと思っております。

これぐらいで御容赦いただきたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

新聞とかにも出てましたけれども、この子供支援策に取り組む自治体に対してですね、今おっしゃったようにですね、周りの自治体からですね、やり過ぎとかですね、そういうことを言う自治体があるようですけれど、そうであればですね、その水巻であれ岡垣であれ、そこにですね、あなたたちもそうすればいいではないかとね、そういうことから、いわゆる分母である全国のそういう子供さんたちの奪い合いというようなことがあるけれど、それは間違っていると。その自治体が本当に子育て支援をしようとするならば、町長さんはですね、あなた方もしなさいよと。そして無駄な公共工事をやめて、本当に福祉や教育やそういうものについてお金を使うことが子供たち、そして親の福祉と教育、そういうのが住民自治なんですから、そういうのをやりなさいよというふうに、大いにやることによってほかの自治体も全国的に広まっていけば、これが全国の施策として進めていくと思うんですね。そういうような気構えで、全国ないし福岡県のですね、トップランナーとして芦屋町は、給食は完全無償、まだ1つもないと思います。今、半額補助が幾つかあるようですけどね。あと2～3年もすれば、あちこちで完全無償化されると思いますから、トップランナーで行ってほしいんですね。

それと、やはり考えられるのは「義務教育は無償とする」ということですから副読本、これは無償ですよ。急に無理なら半額でもいい。それから小学校・中学校の交通費。今、中学校はほとんど使ってません。小学校は20人ぐらいですよ、栗屋、大城で。僅か20人でしょ。20人ぐらいなら全額保障していいじゃないですか。給食も完全無償、副読本も完全無償、完全保障。そうしましたら、芦屋町は日本で1番の義務教育完全無償ということになるんです。

それで今、副教材費は大体1年間に、もう簡単に平均でいいですからどれぐらい支払ってると
思われますか、保護者が。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

各小学校では6年間で約33万円ほど、中学校の3年間では約24万円ほどでございます。
以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

1人のところだったらですね。3人いたらもう90万円でしょ。そのことを考えたときにです
ね、やはり2～3年のうちにですね、副教材費、これ授業で使ってるんですから。払えないと。
それから養護、それから準養護の子供さんたちが10数%おられると思いますが、それと同じに
ですね、完全無償化をしていただきたいと思いますと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

先ほど町長が御答弁されましたとおりでございます。担当課長としては、やはり財源の問題が
大事ななというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

何事もですね、財源ということになりますから非常に難しいことなんですが、やはり先ほども
言ったようにですね、福祉、教育、豊かな暮らしができるためにはですね、やはりそういう住民
自治という視点に立って、そういう優先順位をつけながら教育や少子化対策、子ども・子育て支
援、それから老後の方々ですね、そういう福祉の問題についてぜひですね、前向きに検討して
いただきたいと町長にもお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2 時 21 分散会
